

資 料

（相続税関係）

目 次

1. 相続税の課税の状況

・ 国税収入に占める相続税収の割合の推移	1
・ 相続税の課税状況の推移	2
・ 相続税の合計課税価格階級別の課税状況等（平成17年分）	3
・ 相続財産種類別の財産価額の推移（構成比）	4

2. 資産保有の状況等

・ 家計資産残高等の推移	5
・ 貯蓄と負債現在高の差額階級別の世帯数分布等の推移（2人以上の世帯）	6
・ 世帯主の年齢階級別資産残高	7
・ 相続・贈与により取得した現居住地の面積と年間収入階級別との関係	8
・ 相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比	9

3. 高齢化社会における相続税の役割

・ 経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～（抄）	10
・ 社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告－抄－	11
・ 相続の役割変化と格差の世代間継承について	12
・ これまでの審議等を踏まえた主な論点（抄）	13
・ 相続税の課税方式の類型	14
・ 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申（抄）	15
・ 現行の課税方式の検証①（法定相続人数と1人当たり相続税負担額の関係）	17
・ 現行の課税方式の検証②（小規模宅地の課税価格の特例と相続税負担額）	18
・ 法定相続人数と実際に遺産を相続した者の数の推移	19

4. 相続税制

・ 相続税の仕組み	20
・ 最近における相続税の主な改正	21
・ 地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正	22
・ 税制改正に伴う相続税の負担率の推移	23
・ 相続税負担の推移(東京都区部のケース)	24

5. 事業承継

・ 事業承継の円滑化に資する措置の現状	25
・ 取引相場のない株式についての相続税の課税価格の計算の特例	26
・ 取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の計算の特例の拡充	27
・ 同族株式を有する者の相続財産の構成状況	28
・ 小規模宅地等の課税の特例の改正の推移	29
・ 少子高齢化・人口減少社会における中小企業(2006年版中小企業白書より作成)	30
・ 農地等についての相続税の納税猶予等の特例の基本的な仕組み	31

(参 考)

・ 相続税の課税ベース及び税率構造の改正時の政府税調答申(抄)	32
・ 相続税の税率構造の推移	35
・ 相続時精算課税制度の概要	36
・ 平成18年分贈与税における相続時精算課税制度の活用状況	37
・ 主要国における相続税の概要	38
・ 主要国における事業承継に係る相続税の特例措置の概要	39

国税収入に占める相続税収の割合の推移

年 度		国 税 収 入 (A)	相 続 税 収 (B)	割 合 (B/A)
		億円	億円	%
昭和	58	323,583	7,861	2.4
	59	349,084	8,773	2.5
	60	381,988	10,613	2.8
	61	418,768	13,966	3.3
	62	467,979	17,791	3.8
	63	508,265	18,309	3.6
平成	元	549,218	20,177	3.7
	2	601,059	19,180	3.2
	3	598,204	25,830	4.3
	4	544,453	27,462	5.0
	5	541,262	29,377	5.4
	6	510,300	26,699	5.2
	7	519,308	26,903	5.2
	8	520,601	24,199	4.6
	9	539,415	24,129	4.5
	10	494,319	19,156	3.9
	11	472,345	18,853	4.0
	12	507,125	17,822	3.5
	13	479,481	16,745	3.5
	14	438,332	14,529	3.3
	15	432,824	14,425	3.3
	16	455,890	14,465	3.2
	17	490,654	15,657	3.2
	18	490,691	15,186	3.1
	19	534,670	15,030	2.8

(注1)「国税収入」は一般会計分であり、「相続税収」には贈与税収を含む。

(注2)平成18年度までは決算額、平成19年度は予算額である。

相続税の課税状況の推移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	課税割合 (b)/(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金 額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金 額	負担率 (d)/(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和58	740,038	39,534	5.3	4.08	50,021	12,652.7	7,153	1,809.3	14.3
59	740,247	43,012	5.8	4.05	54,287	12,621.4	7,769	1,806.2	14.3
60	752,283	48,111	6.4	4.03	62,463	12,983.1	9,261	1,925.0	14.8
61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3
13	970,331	46,012	4.7	3.52	117,035	25,435.7	14,771	3,210.2	12.6
14	982,379	44,370	4.5	3.46	106,397	23,979.4	12,863	2,899.0	12.1
15	1,014,951	44,438	4.4	3.40	103,582	23,309.4	11,263	2,534.6	10.9
16	1,028,602	43,488	4.2	3.35	98,618	22,677.0	10,651	2,449.1	10.8
17	1,083,796	45,152	4.2	3.33	101,953	22,579.9	11,567	2,561.8	11.3

- (備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
2. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
3. “合計課税価格(c)”及び“納付税額(d)”には更正・決定分を含む。また、“納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。
4. 下線のある年分は、基礎控除又は税率構造について改正があった年分である。

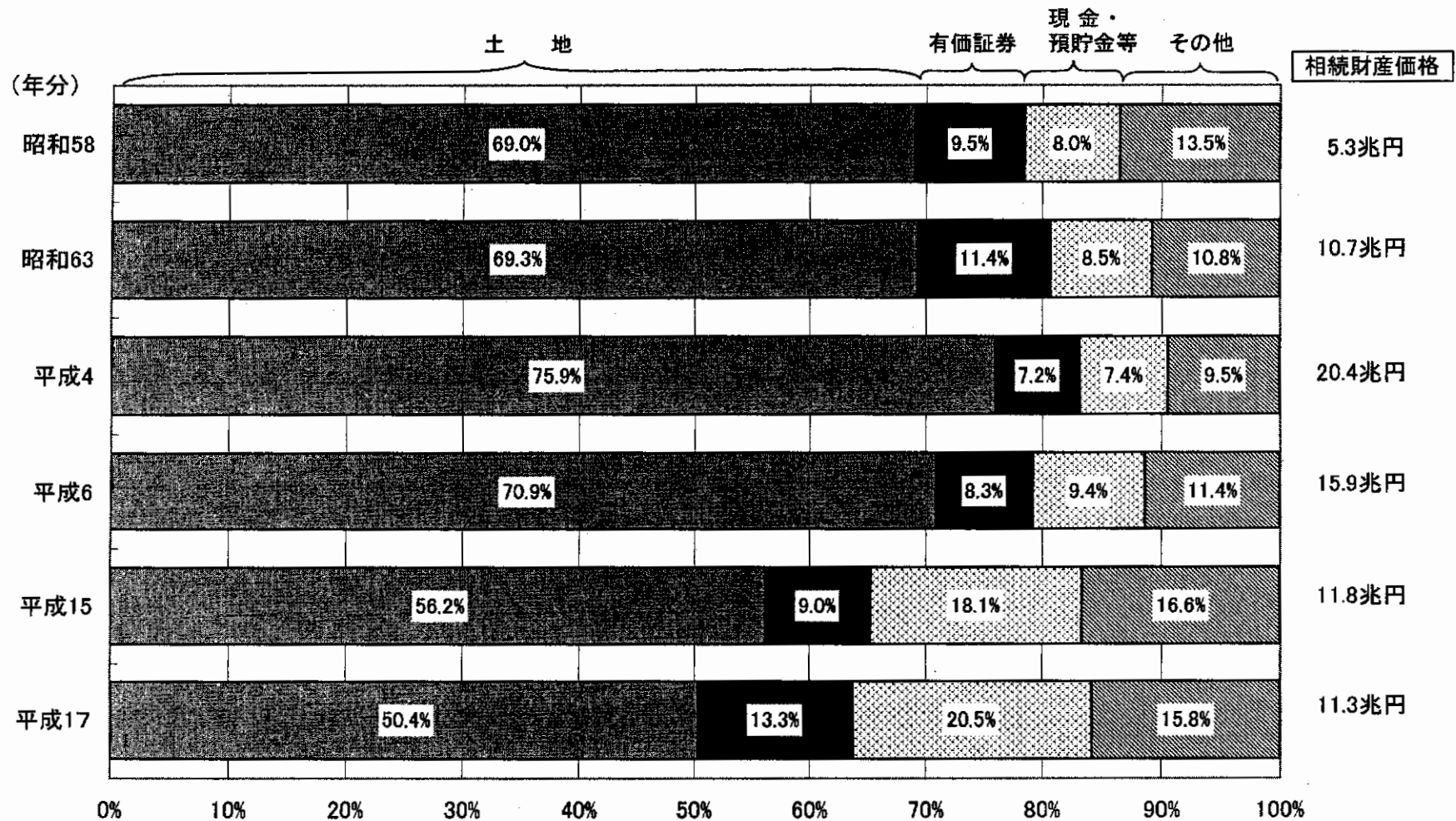
相続税の合計課税価格階級別の課税状況等(平成17年分)

合計課税価格 階級区分	件 数		納 付 税 額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	件 数	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 1億円	9,270	20.5	107	0.9	8,451	115	1.4
～ 2億円	21,632	68.4	1,159	11.0	14,000	536	3.8
～ 3億円	6,782	83.5	1,295	22.2	24,243	1,909	7.9
～ 5億円	4,418	93.2	2,110	40.5	37,807	4,777	12.6
～ 7億円	1,479	96.5	1,419	52.9	58,456	9,597	16.4
～ 10億円	776	98.2	1,249	63.7	82,681	16,094	19.5
～ 20億円	617	99.6	1,898	80.2	133,121	30,765	23.1
～ 100億円	171	100.0	1,666	94.6	327,816	97,418	29.7
100億円超	7	100.0	618	100.0	2,222,057	882,229	39.7
合 計	45,152		11,521		22,524	2,552	11.3

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

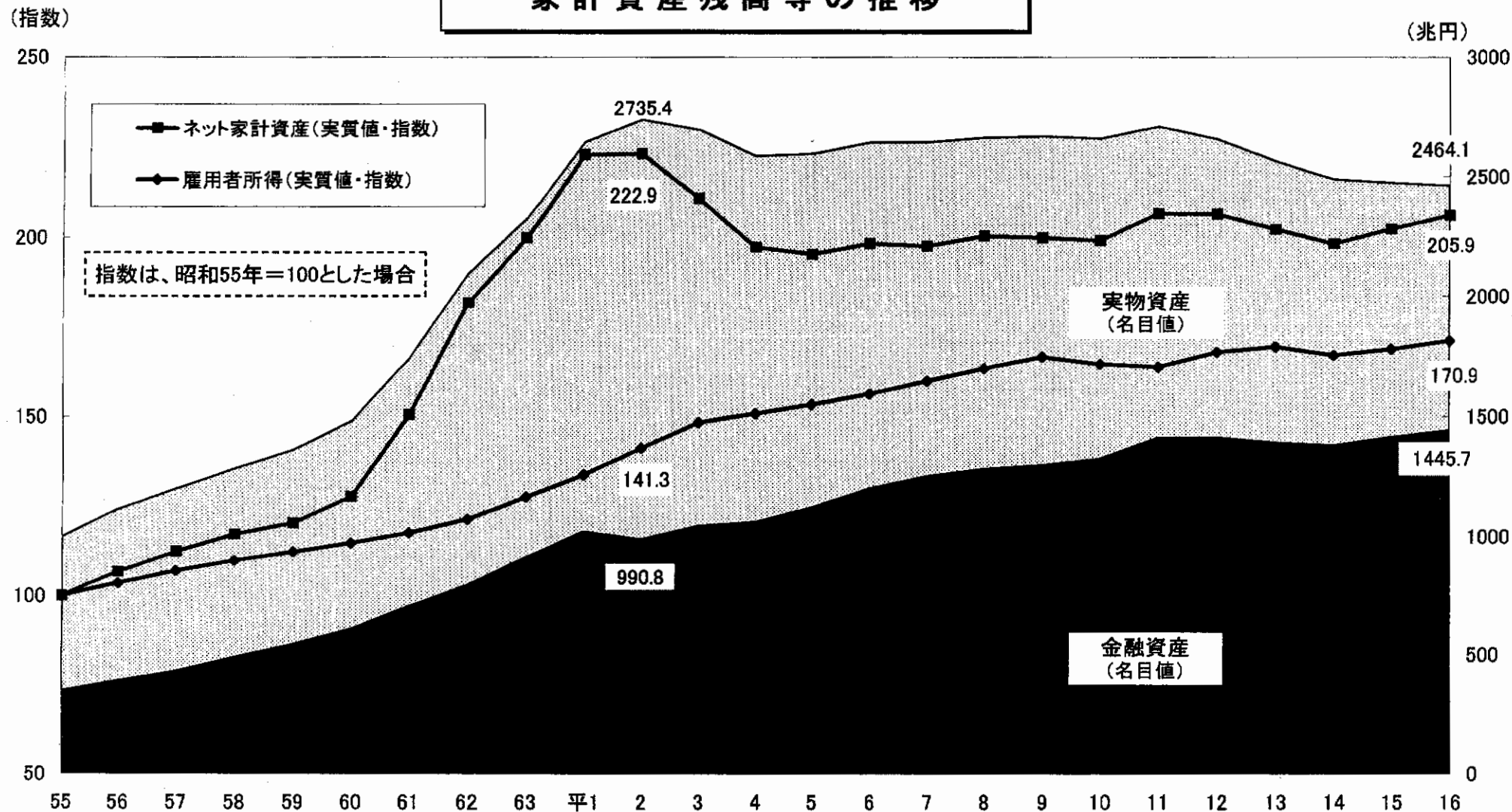
相続財産種類別の財産価額の推移（構成比）



(資料)「国税庁統計年報書」による。

(注)「有価証券」には、株式・出資、公社債、投資・貸付信託受益証券を含み、「その他」には、家屋・構築物、生命保険金、退職金等を含む。

家計資産残高等の推移



(注)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。
「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(資料)「国民経済計算年報」(93SNAによる。「ネット家計資産」・「雇用者所得」は、平成7年基準のデフレーターで実質化。)

貯蓄と負債現在高の差額階級別の世帯数分布等の推移(2人以上の世帯)

○ 高齢者世帯の貯蓄－負債の平均額は、全世帯の平均額の2倍以上

全世帯

	貯蓄－負債現在高階級別の構成比(%)			平均額 (万円)	中位数 (万円)	日経平均株価 (円)
	～1,500万円	～2,000万円	2,000万円～			
元年	84.3	15.7		681	410	34,059
6年	77.5	6.3	16.3	847	560	19,936
11年	73.7	6.8	19.5	895	600	16,823
16年	72.0	6.5	21.5	950	605	11,179

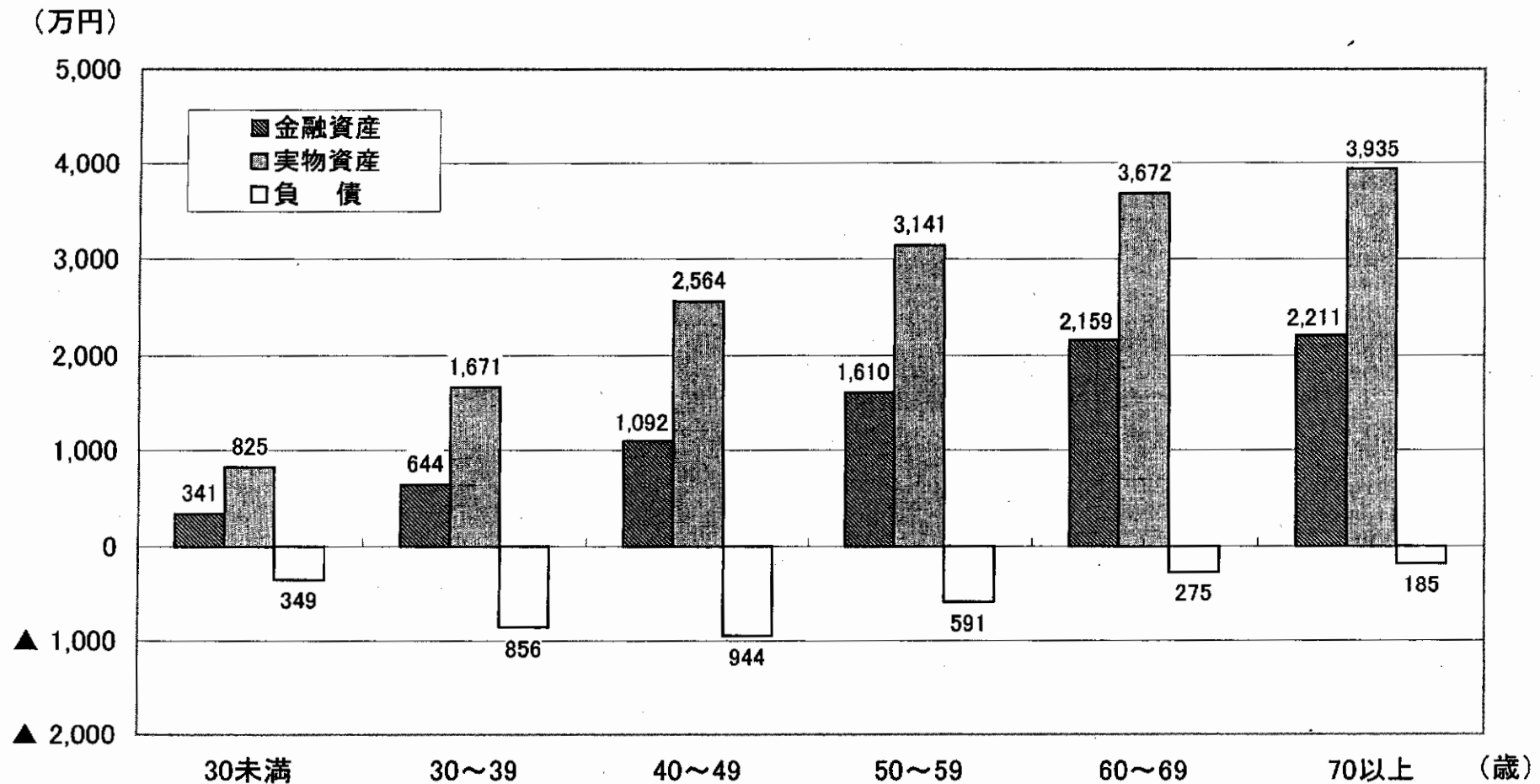
世帯主の年齢が70歳以上の世帯

	貯蓄－負債現在高階級別の構成比(%)			平均額 (万円)	中位数 (万円)	日経平均株価 (円)
	～1,500万円	～2,000万円	2,000万円～			
元年	70.2	29.8		1,580	840	34,059
6年	58.3	9.9	31.8	1,840	1,245	19,936
11年	53.9	10.3	35.8	2,052	1,383	16,823
16年	54.2	9.6	36.2	2,026	1,380	11,179

6年 ↓ 16年	▲ 4.1	▲ 0.3	4.4
----------------	-------	-------	-----

(備考) 「全国消費実態調査」より作成。日経平均株価は、「東証統計月報」又は「証券統計年報」による。

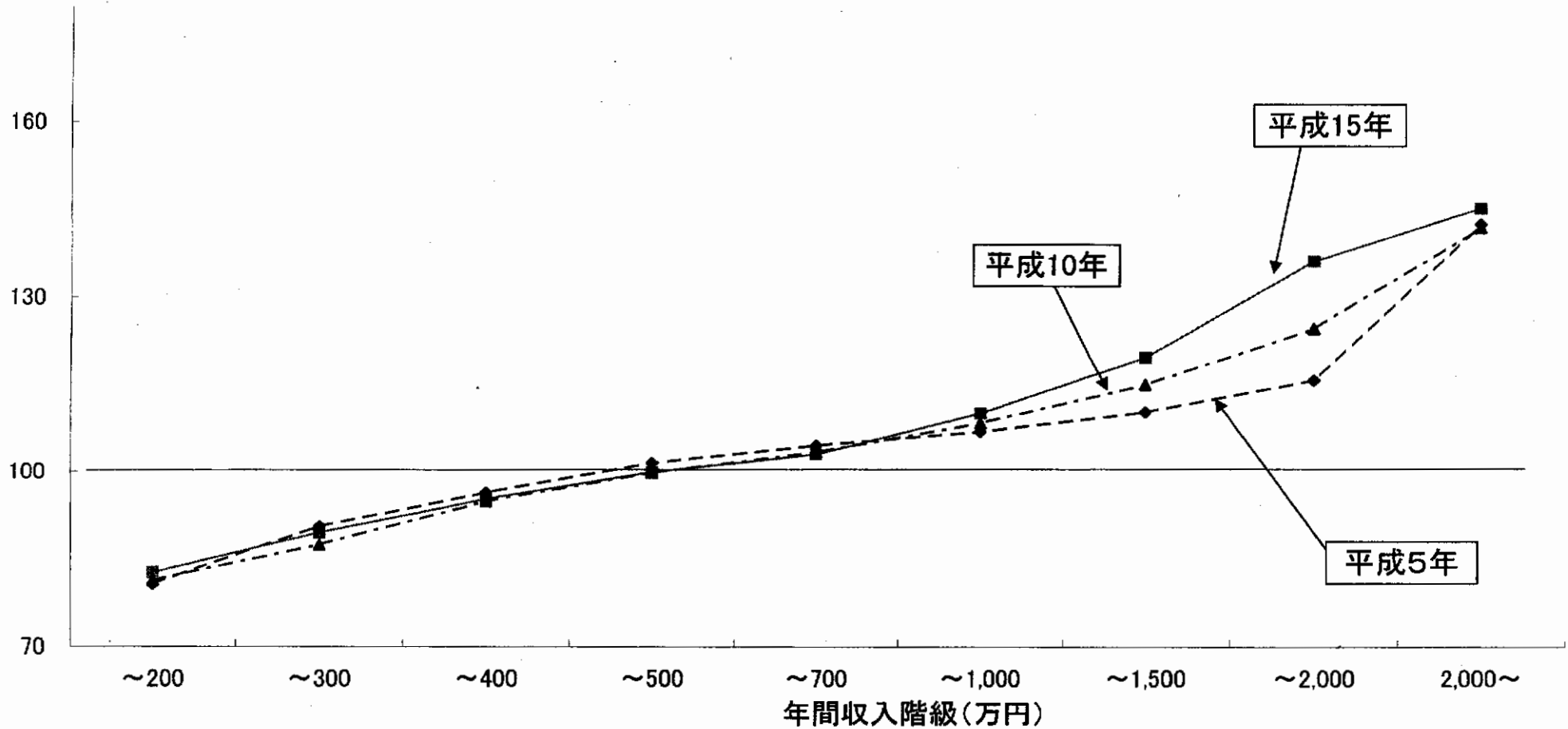
世帯主の年齢階級別資産残高



1. 総務省「全国消費実態調査(平成16年)」により作成。
2. 世帯主の年齢階級別1世帯当たりの金融資産(貯蓄現在高)、実物資産、負債(負債現在高)。
3. 「金融資産」は、貯蓄現在高(負債現在高控除前)。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。
4. 「実物資産」は、住宅・宅地、耐久消費財、ゴルフ会員権等の資産の合計。
5. 「負債」は、郵便局、銀行、生命保険会社、住宅金融公庫等の金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金および月賦・年賦の残高などの金融機関外からの借入金の合計。

相続・贈与により取得した現居住地の面積と年間収入階級別との関係
— 取得面積の平均を100とした場合 —

- より高額な収入階級に属する者が、より広い現住居敷地を相続により取得する傾向
- さらに、そうした傾向は平成5年から平成15年にかけて拡大



(備考)総務省・国土交通省「土地基本調査世帯調査」より作成

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

○ 被相続人の高齢化に伴い、相続人も高齢化しているものと考えられる。

被相続人の年齢 \ 課税年分	元年	6年	11年	16年	6年⇒16年
80歳以上 〔子の年齢は、50歳代以上が中心〕	38.9 %	44.2 %	47.0 %	52.6 %	8.4 ポイント
70歳～79歳 〔子の年齢は、40歳代が中心〕	30.2 %	28.1 %	30.4 %	30.1 %	2.0 ポイント
60歳～69歳 〔子の年齢は、30歳代が中心〕	18.7 %	18.2 %	14.1 %	10.4 %	▲7.8 ポイント
59歳以下 〔子の年齢は、20歳代以下が中心〕	11.5 %	8.9 %	8.2 %	6.9 %	▲2.0 ポイント
不 詳	0.7 %	0.7 %	0.3 %	0.0 %	▲0.7 ポイント
合 計	100 %	100 %	100 %	100 %	

(備考)主税局調べによる。

